

仕事と育児・介護の両立支援制度等

相談窓口のご案内

令和7年4月1日より、改正育児・介護休業法及び改正次世代育成支援対策推進法が段階的に施行されます。

山形労働局では、改正内容を始めとする仕事と育児・介護の両立支援制度や一般事業主行動計画策定等に関する相談窓口を開設し、各種問い合わせに対応します。

事業主・労働者問わず
どなたでも相談可能！

男性やパート・有期雇用で働く方
からの相談も受け付けています。



主な改正内容

育児・介護休業法

- 1 柔軟な働き方を実現するための措置等の義務化
- 2 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
- 3 育児のためのテレワークの導入の努力義務化
- 4 子の看護休暇の見直し
- 5 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化
- 6 育児休業取得状況の公表義務の拡大（300人超企業）
- 7 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化

次世代育成支援対策推進法

- 1 法律の有効期限延長
- 2 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化

仕事と育児・介護の両立支援制度等に関する相談窓口

山形労働局雇用環境・均等室

（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

電話番号 ▶ **023-624-8228**

受付時間 ▶ 月曜～金曜 8:30～17:15

（土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く）

開設期間 ▶ 令和8年3月31日まで